

東京宣言遵守の監査を可能とする監視及び報告体制の強化に関する WMA勧告

2011年10月、ウルグアイ、モンテビデオにおける第62回WMA総会で採択

WMA は、以下のことを勧告する。

1. 東京宣言において述べられているとおり、医師が二重忠誠に直面する状況にある場合、医の倫理に対する違反、道徳的行為の怠慢および/または人権の侵害などにより、医師が職業上の倫理に反する立場に置かれることのないよう、支援しなければならない。
2. 各国医師会 は、困難な状況にある医師たちが、可能な限り患者と医師のいずれも危険にさらすことなく、患者の健康である権利や医師の職業上の倫理への侵害行為を、保護された状況のもとで報告できるよう支援しなければならない。
3. WMA の会員から、その国による人権に関する法律の違反があった、および/または東京宣言に反することを医師が強制されたなどの事例が持ち込まれた場合、WMAは入手できる証拠を検討し、国内外の関係当局に適切な形で報告照会しなければならない。
4. WMAは各国医師会に対し、医師が関わる拷問または同様の人権侵害の報告が信頼できる情報源によってもたらされた場合には、これを調査するよう促し、特に医師が危険にさらされたり支援を必要としているかどうかについて報告させなければならない。WMAはまた、各国医師会およびその会員が、そのような侵害行為に抵抗し、現実的に可能な限り医師としての倫理的信念を断固として貫くことができるよう、支援しなければならない。
5. WMA は、各国医師会とその会員に根拠ある懸念が生じ、専門の報告者（またはその他の個人や機関）による調査が必要となった場合には、それを推奨し支援する。

